

# 公共施設管理者の同意及び設置管理に関する協議書

令和 年 月 日

管理者 { 住所 上尾市本町三丁目1番1号  
上尾市  
氏名 上尾市長

申請者 { 住所  
氏名

申請者 \_\_\_\_\_ と管理者 上尾市長 \_\_\_\_\_ は、  
都市計画法に基づく開発行為に関し、同法第32条第1項の規定により同意するとともに、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設の管理に関し、同法第32条第2項の規定により、次のとおり協議が成立しました。

## 記

1. 開発行為をする場所 上尾市 \_\_\_\_\_

2. 新たに設置される公共施設

種別	番号	概要	管理者	土地の帰属	摘要

### 3. 設計施工方法について

#### (1) 開発方法

面積\_\_\_\_\_を開発し、\_\_\_\_\_を建築する。

#### (2) 都市施設関係

イ) 道路計画

ロ) 排水計画

ハ) 公園計画

#### (3) 衛生施設関係

イ) 給水計画

ロ) 汚水排水計画

#### (4) 防災施設関係

イ) 交通安全関係

ロ) 防災対策

ハ) 公害防止対策

(5) 環境保全関係

イ) 自然保護対策

ロ) 緑地計画

(6) その他

イ) 公共施設の工事に関し管理者は必要があるときは、その工事がこの協議書で定めるとおり行われているか否かについて確認することができるものとし、申請者においても、この確認を求めることができるものとする。

ロ) 工事を廃止した場合、公共施設の復元は、申請者が責任をもって行うものとする。

4. 帰属について

イ) 申請者が管理者に対して行う公共施設の引渡しは、市が行う工事完了検査に合格した後に行うものとする。

ロ) 所有権移転の登記は嘱託登記とし、嘱託書の調整は管理者において行い、その他の事務は申請者において行うものとする。

5. 管理について

イ) 公共施設に故障があった場合の補修は、公共施設の引渡し後3年間は申請者が行うものとする。

ただし、その故障が申請者の故意、又は重大な過失により生じた場合には、公共施設の引渡し後10年間は申請者が行うものとする。

ロ) 申請者は、イ)の3年間を経過した日前1ヶ月以内に補修の要否について、管理者の立会いのもとに確認を受けること。この場合において補修の必要があると管理者が認めたときは、申請者は、その指示

に従い補修しなければならない。

- ハ) 申請者に正当な理由がないのに、ロ) に定める補修の要否についての確認を怠り、又は遅延した場合は、イ) の3年間にかかわらず当該期間は当該確認が行われるまで延長する。

## 6. その他

### (1) 工事に際しての監督及び責任について

当該開発行為の施工に際しては、十分監督し、公共施設を汚損又は破損しないように注意すると同時に、万一支障が生じた場合には、申請者の責任において修復する。なお、工事中は、付近住民に迷惑をかけないようにすると同時に、住民との間に生じた問題については、申請者において責任をもって処理する。

### (2) その他

特に定めのない事項については、その都度双方協議の上決定する。